平成２９年（フ）第１９４号
埼玉県熊谷市銀座１丁目45番地　岩田コーポ201
債務者　前林　　繁
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１９９号
埼玉県東松山市松山町２丁目３番14号　イイズカマンション302
債務者　倉持　葉子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５９０号
千葉市中央区星久喜町1197番地17　コーポ宍倉101号
債務者　北口　孝信
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５９１号
千葉市中央区星久喜町1197番地17　コーポ宍倉101号
債務者　北口美恵子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５９２号
千葉市中央区星久喜町1197番地17　コーポ宍倉101号
債務者　北口　　愛
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６７６号
千葉県船橋市藤原７丁目41番13棟201号
債務者　大谷すみれ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６８６号
千葉県船橋市大穴北３丁目14番５号
債務者　吉永三恵子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７３０号
千葉市美浜区磯辺５丁目１番２号　ザ・レジデンス検見川浜ガーデンズ437号
債務者　市川加奈子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７３４号
千葉市中央区大森町227番地28　池田コーポＡ棟201号
債務者　佐々木裕子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７６９号
千葉県船橋市東船橋１丁目35番12―101号
債務者　秋月祐太朗
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７７２号
千葉市緑区誉田町１丁目45番２　千葉県千葉リハビリテーションセンター内　更生園、住民票上の住所千葉県市原市畑木246番地２
債務者　栗原　康幸
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０６号
川崎市川崎区下並木46番地１　川崎第２ダイヤモンドパレス　309
債務者　日笠　蓉子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
川崎市川崎区浅田１丁目３番14号　大栄パレス　102
債務者　岡田　有未
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
川崎市川崎区桜本２丁目22番８号　レスポワールコーポ　101、前住所川崎市川崎区南町４番地16　ナイスアーバンスピリッツ川崎駅南　702
債務者　長谷川美奈こと　ＳＯＮ　ＴＨＩ　ＮＨＩＥＵ　ＤＡＮＧ（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３８号
川崎市中原区今井仲町９番44号　ドゥヌールブラン　201、前住所神奈川県横須賀市野比１丁目52番13号
債務者　水浦　厚子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４５号
川崎市麻生区王禅寺東１丁目25番１号　王禅寺テラスハウス　103
債務者　川端まゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５４号
川崎市中原区新城３丁目１番15―703号
債務者　米田　光昌
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係